「高額かつ長期」についてのお知らせ

- 〇「<u>高額かつ長期」とは、小児慢性特定疾病に係る月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年6回以上ある場合</u>をいいます(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年6回以上)。
- ○<u>一般所得 I 、 II 及び上位所得の方は</u>、小児慢性特定疾病に係る月ごとの医療費総額が 5 万円を超える月が年 6 回以上ある場合、申請により自己負担が下記表の「重症」に該当となり、軽減されます。
- ○申請を行う日が属する月以前の12か月以内に小児慢性特定疾病に係る月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年6回以上ある場合は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書の「高額かつ長期」の欄に②を記入し、重症患者認定申請書(「高額かつ長期」該当者用)とともに、下記の医療費総額を証明する書類を添付してご提出ください。
- ≪医療費総額を証明する書類≫ ★ (1)又は、(2)を添付してください。
 - (1) 自己負担上限月額管理票の該当する6か月分のページの写し
 - (2)(1)が添付できない場合
 - ①医療費総額が5万円を超えた月の領収書又は診療明細書(指定医療機関が発行したもので、医療費総額が分かるもの)
 - ②申請者が記載する医療費申告書(別紙様式)
 - ※領収書又は診療明細書は、あくまでも小児慢性特定疾病に関わるものです。
 - ※小児慢性特定疾病医療受給者証の有効期間内のものに限ります。
 - ※生活保護の方、低所得の方、人工呼吸器等装着の方、重症患者として認定される方、血友病の方は、高額かつ長期を提出されても自己負担の軽減はありませんので、提出は不要です。
 - ※今後該当する月が年6回以上あった時点で、変更申請を行うことができます。 ※申請のあった月の翌月から「高額かつ長期」の自己負担額が適用になりますの で、該当する方はお早めに申請してください。

詳しいお手続きについては、お住まいの市町村を担当する保健所までお尋ねください。

≪自己負担額≫

原則(単位:円)			
自己負担割合:2割			
※所得の目安	外来+入院		
は、夫婦子一人	—— 舟殳	重症(※)	人工呼吸器等
世帯の場合	אניו		装着者
生活保護	0	0	О
低所得 I 市町村民税 非課税 ~年収80万	1,250		
低所得 II 市町村民税 非課税 ~年収200万	2,500		
一般所得 I 市町村民税 課税以上 ~7.1万円 (~年収430万)	5,000	2,500	500
一般所得 II 市町村民税 ~25.1万円 (~年収850万)	10,000	5,000	
上位所得 市町村民税 25.1万円~ (年収850万~) ※費用が高額な深	15,000	10,000	

※費用が高額な治療を長期間にわたり継続する必要のある <u>方も「重症」に該当。</u>

食費:1/2を自己負担